

■ 協力者会議におけるこれまでの主な御意見

- 「CSへの発展をめざす学校」づくりの構想として、学校評議員、学校支援ボランティア、学校関係者評価など、今ある資源に価値を見出し、PDCAに生かすことが考えられる。具体的には、①形骸化した学校評議員の仕組みを見直し熟議する組織に転換し活性化、②学校支援ボランティアを創設し地域人材の積極的活用、③学校関係者評価を改善し評価者に学校評議員を活用、を組み合わせることが考えられる。（再掲）
- 学校運営協議会を中心とした様々な活動の中で学校の実情を知ることが、学校関係者評価を実質的な実りあるものにする。法律上の学校運営協議会の機能として、学校関係者評価を加えてはどうか。
- 学校関係者評価の実施率は高いが、まともに実施できているとは言い難い。評価を実施しても、教育委員会からの支援・改善が図られず、先が見えないのが現状。評価結果を踏まえ、改善意識を共有し協働を促すことがCSへの発展につながる。
- 学校評価を実施するベースとして学校運営協議会を活用することは有効である。
- 学校運営協議会は広がっていない要因の一つは、学校評価が十分に機能していないことにある。学校評価の結果を踏まえた改善意識を高め、地域の方々の協力を得て学校を改善していく場が学校運営協議会であり、学校関係者評価を見直しと併せて検討する必要がある。
- 学校が評価されるだけでなく、地域も保護者も家庭もお互いに評価し合い、解決策を考えていく要が学校運営協議会。学校だけを評価対象にして足りない面ばかり指摘する、上に立った学校運営協議会では、全国的には広がっていきにくい。
- 現在の学校関係者評価で本当に学校と地域住民、保護者のコミュニケーションが出来ていて、学校改善に結び付いているのかを疑ってみる必要がある。

■ 関連データ等

【学校評価制度の概要】

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

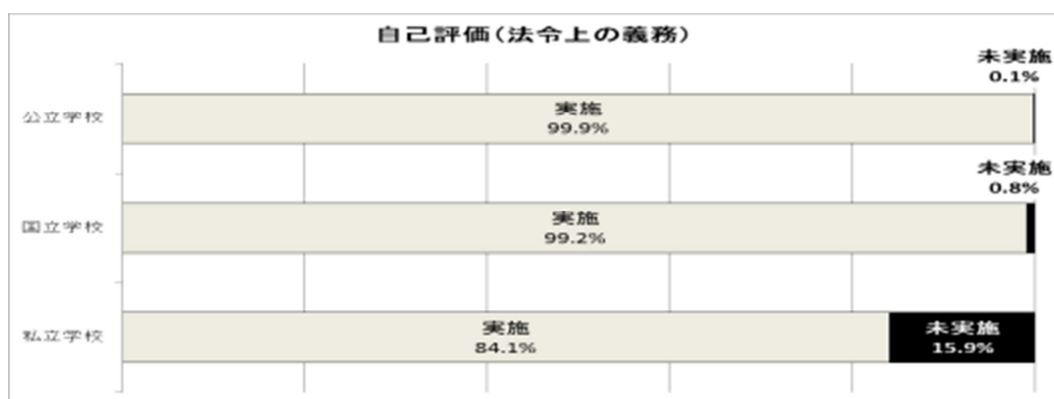
- 【目的】 各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、
- ①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
 - ②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
 - ③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

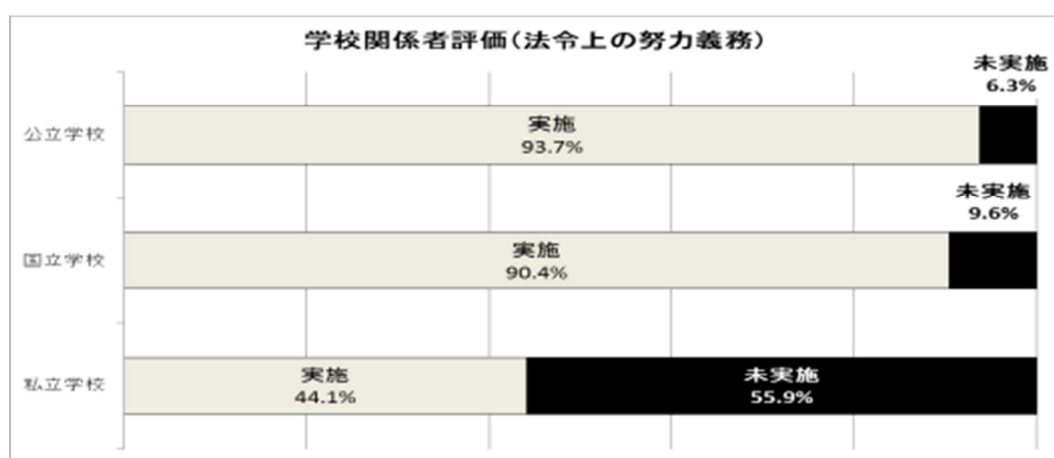
文部科学省において、各学校や設置者の取組の参考となるよう「学校評価ガイドライン」を策定(平成22年7月)。

【学校評価の現状】（文部科学省・学校評価等実施状況調査（平成23年度間））

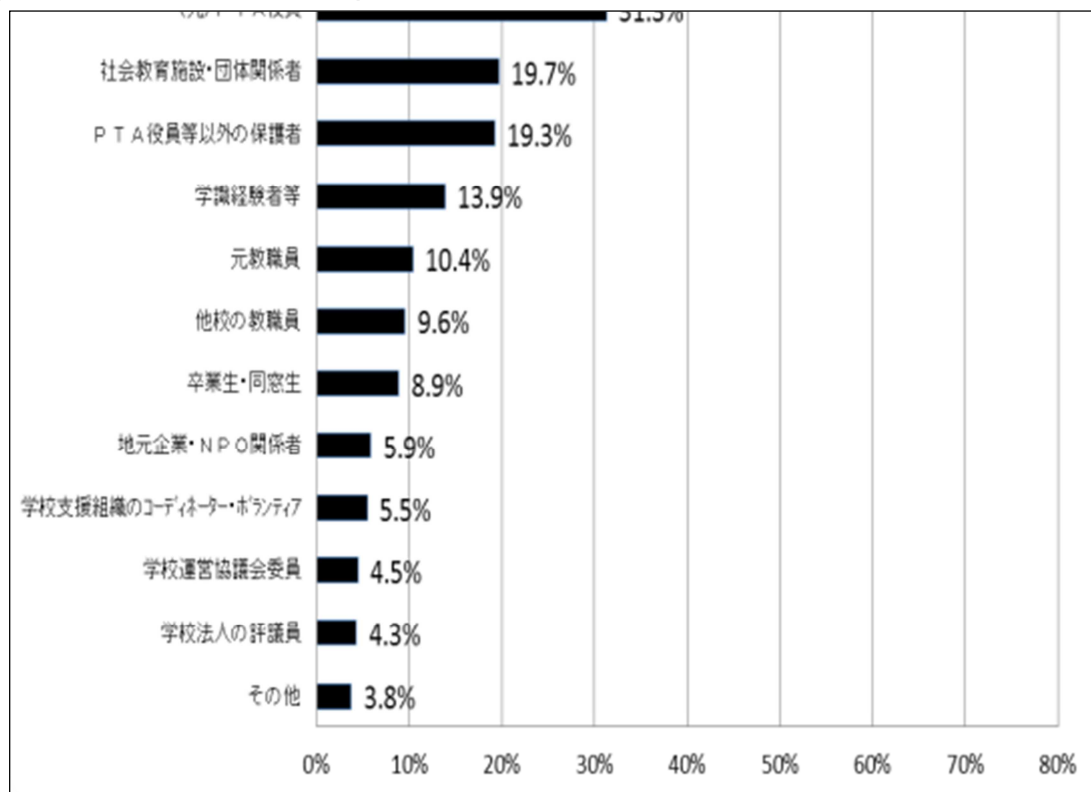
①自己評価の実施状況（国公立別）



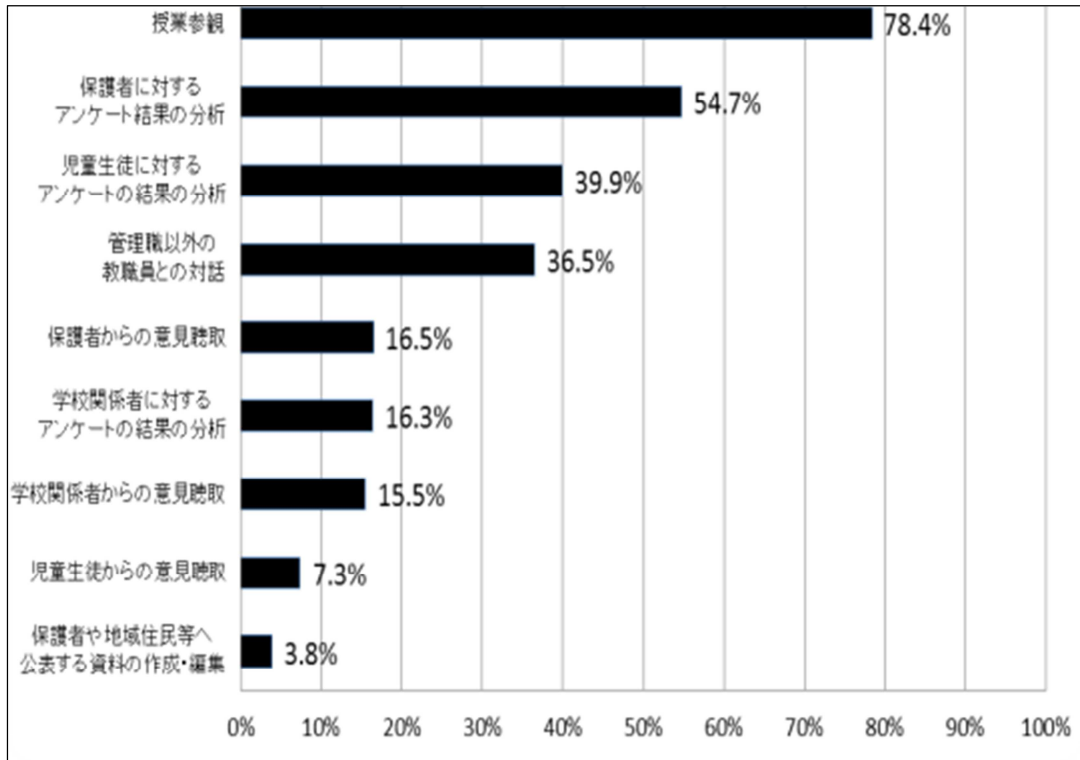
②学校関係者評価の実施状況（国公立別）



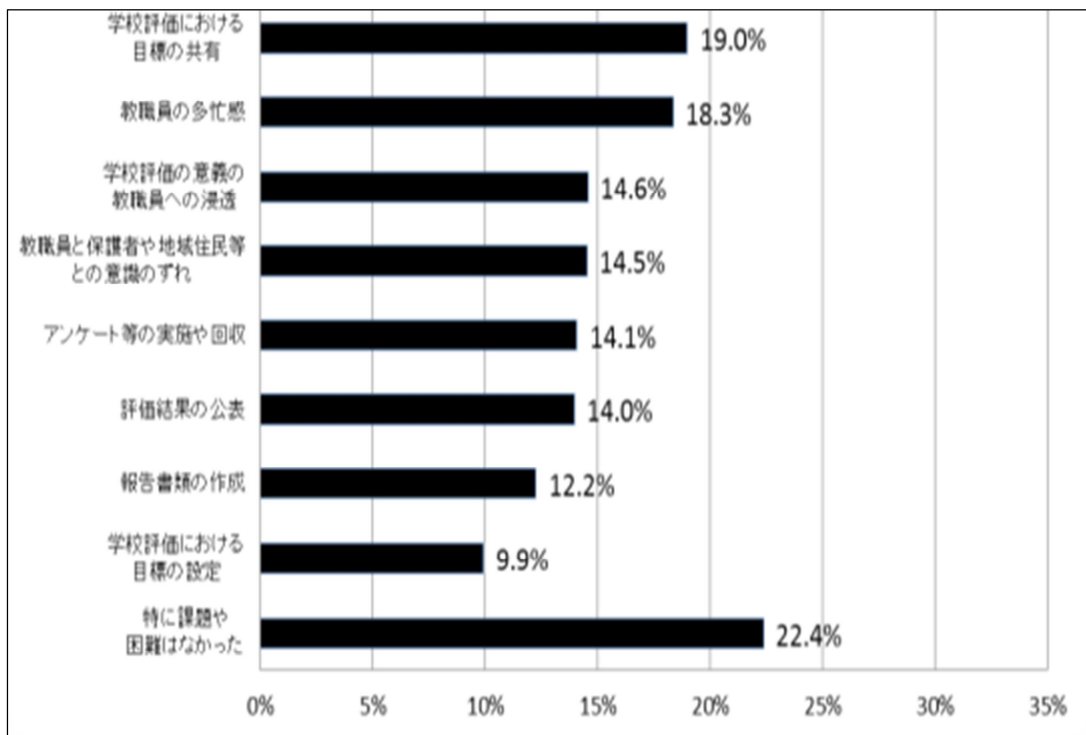
③ 学校関係者評価の評価者の構成（国公立合計）



④ 学校関係者評価委員が評価の実施に際して行った活動（国公立合計）



⑤ 学校関係者評価に関して、課題あるいは困難があったと感じられた点（国公立合計）

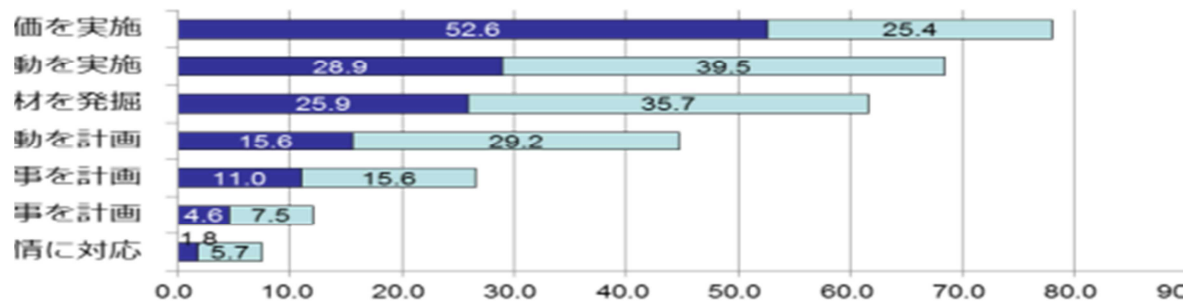


【学校運営協議会法定外（権限外）活動の実態等】

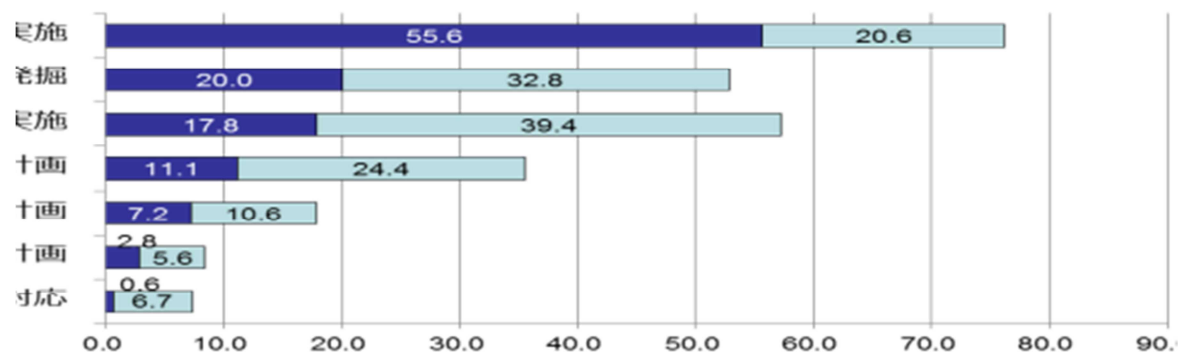
出典：「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」（平成24年3月、日本大学文理学部）

①学校運営協議会の権限外活動の実態（小・中学校）

<小学校>



<中学校>



【教育委員会規則における学校運営協議会の評価機能に関する規定例】

- 例1) 協議会は、当該設置校の運営状況について、点検及び評価を行うものとする。
- 例2) 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。
- 例3) 運営協議会は、保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。運営協議会は、当該指定学校の運営状況について、点検及び評価を行うものとする。

II その他の論点

1. CSの制度上の位置づけについて

(論点1) コミュニティ・スクール促進の観点から、制度上の位置づけ等についての議論が必要ではないか。

- ⇒ 全国の学校に対してCSを一層促進する観点から、現在任意設置となっているCSの位置づけについて議論する必要があるのではないか。
- ⇒ また、現在、公立小中学校の1割(約3,000校)に導入するという目標を掲げているが、3,000校の先を見据えたビジョンの検討が必要ではないか。

■ 審議の整理における記述

V さらに検討していくべき事項

- 関連する意見として、学校運営協議会と学校支援や学校関係者評価等が実態として一体的に動くよう学校運営協議会制度の在り方の検討が必要である、学校運営協議会の設置を努力義務化し全国的な拡大を図るべきであるとの意見があった。

1 (5) コミュニティ・スクール等の多様性と裾野の拡大

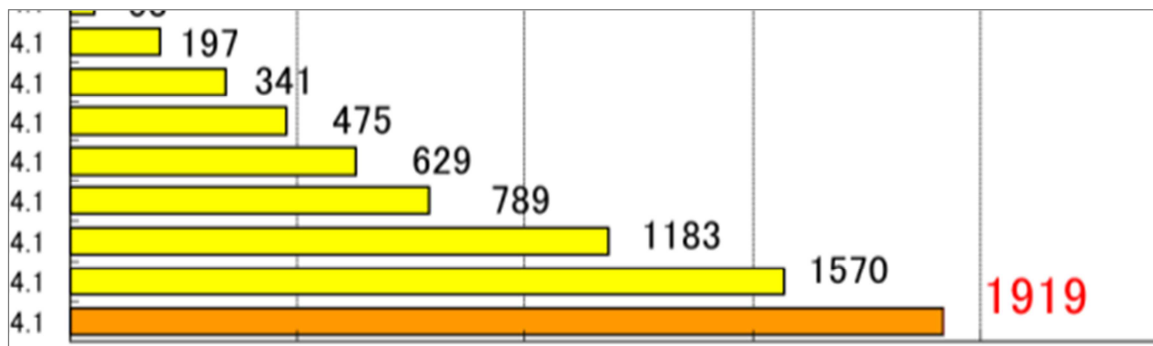
- コミュニティ・スクールの権限の一つである「教職員の任用等に関する意見」に対する抵抗感を指摘する声に対しては、まずは、学校と地域との信頼関係・協働体制の構築を目指し、任用等に関する意見を主活動に位置づけない運用から始めるなど、段階的に発展していく姿を示すことも考えられる。

■ 協力者会議におけるこれまでの主な御意見

- 法改正による努力義務化を検討することが必要ではないか。それが可能になれば、どの都道府県においても校長が行う学校経営の水準として位置づけることができる。
- 審議の整理に「学校運営協議会の設置を努力義務化し全国的な拡大を図るべきであるとの意見があった」は「義務化するなど全国的な拡大を」という趣旨にしていきたい。
- 学校運営協議会の設置について、努力義務を超えて、全ての学校に対して義務化した方がよい。学校の在り方はこれまでと異なっていくことから、学校長は、地域との関わりをもってタウンマネジメントに関わっていくことが必然である。それに見合う処遇や教職員の配置といったことがセットになっていけば、義務化に向けて歩みを進めることができるのではないか。
- 学校支援地域本部をエンジンとした地域支援型のコミュニティ・スクールなど、学校運営協議会型のコミュニティ・スクール以外にも、多様な形態のコミュニティ・スクールがあるものとして包括的な概念で捉えた上で、コミュニティ・スクールの全国で何らかの形で必置化するようにしていくべきである。

■ 関連データ等

【コミュニティ・スクール指定状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）】



調査上の定義：コミュニティ・スクールは法律に基づく学校運営協議会が設置されている学校。

H25. 4. 1		349校増	H26. 4. 1	
幼稚園	62 園		幼稚園	94 園
小学校	1,028 校	小学校	1,240 校	
中学校	463 校	中学校	565 校	
高等学校	9 校	高等学校	10 校	
特別支援学校	8 校	特別支援学校	10 校	
合計	1,570 校	合計	1,919 校	

【コミュニティ・スクールの推進目標】

コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割※に拡大（平成 24～28 年度）

※約 3,000 校

※平成 26 年 4 月現在、小・中学校のコミュニティ・スクールは 1,805 校（約 6%）

- * 「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」（平成 23 年 7 月 5 日 学校運営の改善の在り方に関する調査研究協力者会議）を踏まえ、平成 24 年度に文部科学省としての推進目標を掲げ、コミュニティ・スクールの拡大を促進。
- * その後、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）（平成 25～29 年度）においても、同様の成果指標を掲げ、取組を推進。

2. 学校のマネジメントの在り方

(論点2) 地域とともにある学校を担う管理職、教職員の育成・確保をいかにしていくべきか。

- ⇒ 地域とともにある学校づくりを一層円滑に機能させる観点から、管理職のマネジメントの在り方、教職員の育成等の在り方等について検討が必要ではないか。
- ⇒ 管理職のマネジメント力の向上や教職員の意識の向上等のために、どのようにして研修機会の充実を図っていくか。
- ⇒ 教員養成の段階から地域との協働の視点をどのようにして養っていくか。

■ 審議の整理における記述

IV 今後の推進方策

1 (2) 学校の組織としてのマネジメント力の強化

- 校長をはじめ、教職員は異動していくため、教職員全体にコミュニティ・スクールに対する理解・意識が行き渡らず、学校間に意識の差があるといった指摘があった。また、コミュニティ・スクールが、チームとしての学校の総合力を高め、学校を一層活性化させるための基盤となることを、学校全体の共通認識としていく必要があるとの指摘もあった。
- 学校が組織としての力を最大限発揮し、地域との一体的な取組を推進していくためには、学校運営の責任者である校長（管理職）の「マネジメント力」が重要となる。このため、例えば、学校経営の基準として、コミュニティ・スクールの視点を位置付け、管理職等の研修を充実するなど、マネジメント力をもった管理職等の育成を進めていくことが必要である。
- また、学校運営が個人の能力に依存するのではなく、学校が組織として力を発揮していけるよう、教職員の負担軽減の視点を持ちながらも、地域とともにある学校づくりに教職員全体が関わるという意識を醸成するとともに、教職員に対する研修等の在り方を検討することが必要である。
- さらに、教職員等の体制として、地域との連携・協働の担当教職員の配置や、地域連携の業務の校務分掌への位置づけを促すとともに、事務機能の強化を促すなど、組織的・継続的な取組に向けた支援が必要である。

■ 協力者会議におけるこれまでの主な御意見

<学校の組織としてのマネジメント>

- 学校運営協議会、評議員制度、支援本部のいずれも肝心なのは情報と人。学校で抱えている課題をまとめ、まずは教職員が共有し、地域が共有することでまず土台をつくること、そこにどういう立場の人がどこの組織に関わるかということが非常に大事。
- 情報の共有化、学校の中の校務分掌の在り方も含め、学校の課題に対する組織づくりが大切であり、継続性のある人員配置・育成の在り方を検討していくことが必要ではないか。

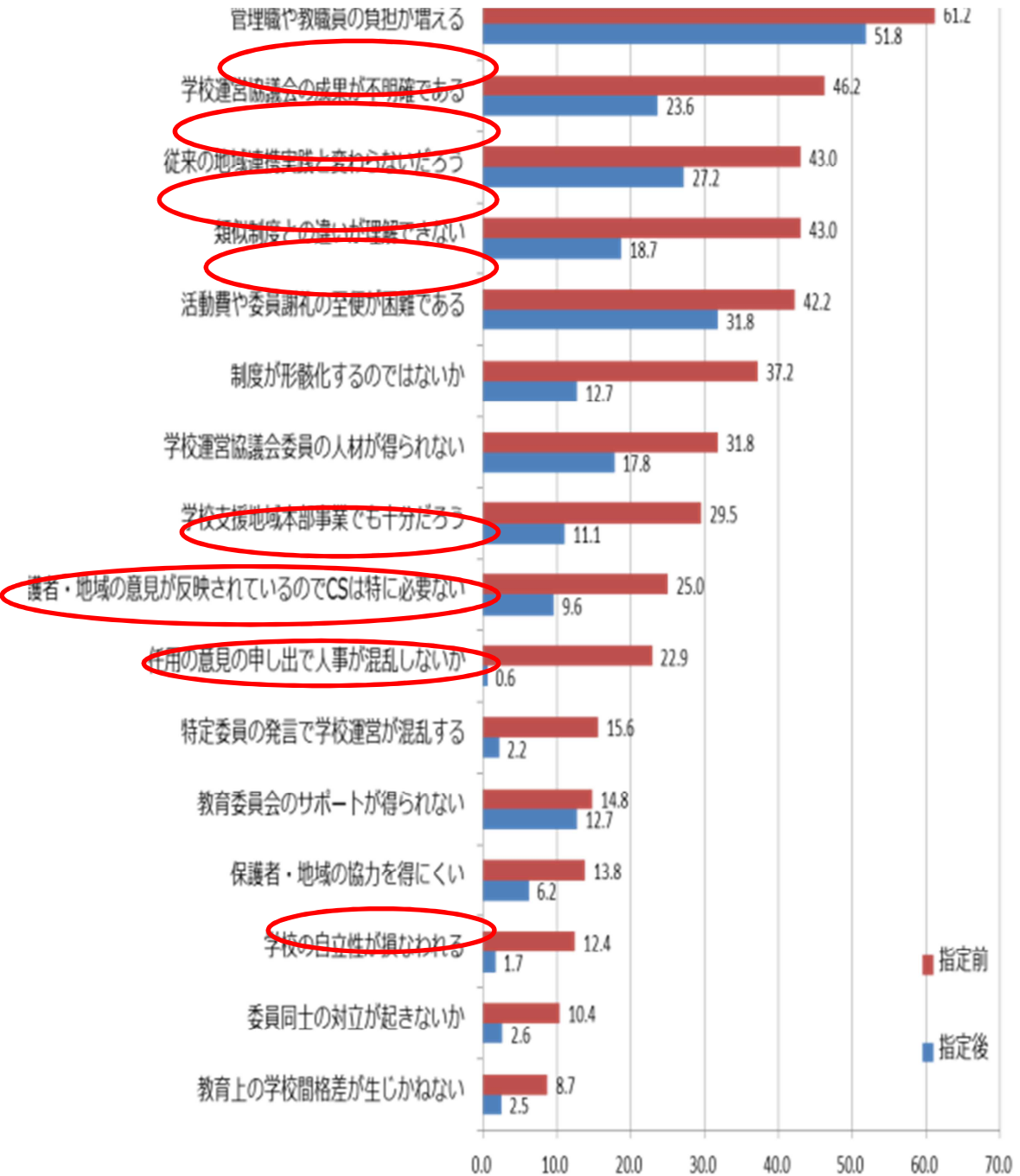
- 事務職員も含め、教職員が全体で関わっていくという意識改革が必要。事務職員が運営面・経営面に参画していき、地域との連携や広報等を積極的に進めていくのだという意識改革もなされていかなければならない。また、人も併せてハード面での場づくりも重要。
- 学校マネジメントの在り方では、教職員の養成だけではなく勤務の問題も非常に重要である。教職員の勤務体制についても記述を加えると現実味が増すのではないか。また、個々の教員の勤務量にばらつきがあることも意識することが必要。

＜教職員等の意識改革＞

- コミュニティ・スクールを通して、学校の体質改善、教職員の意識改革を図り、成長していく必要があり、教職員の人材育成の手段の一つとして捉える必要がある。
- 10年間の取組の中で、先生たちの中に一緒にやってよかったという成功体験が重なり、コミュニティ・スクールの文化が浸透してきた。現在は、全ての教職員が学校運営協議会委員と懇談する機会を設けるなど、理解を促す取組も進めている。
- 学校支援のボランティアは「子供たちのため」には熱心だが「学校のため」にはなかなか結びついていかない。「学校のため」に結びつけるには、学校現場の受け入れに課題がある。行政職員と有志のコーディネーターとが一緒になって、勉強会や新任コーディネーターの研修会を企画しているが、お互いの状況をよく知ることが「学校のため」につながる。
- 教職員は異動し、学校運営協議会委員も保護者も変わる。立ち上げた時だけでなく、常に丁寧に理解を求め、コミュニティ・スクールの文化を地域に定着させていくことが大切。

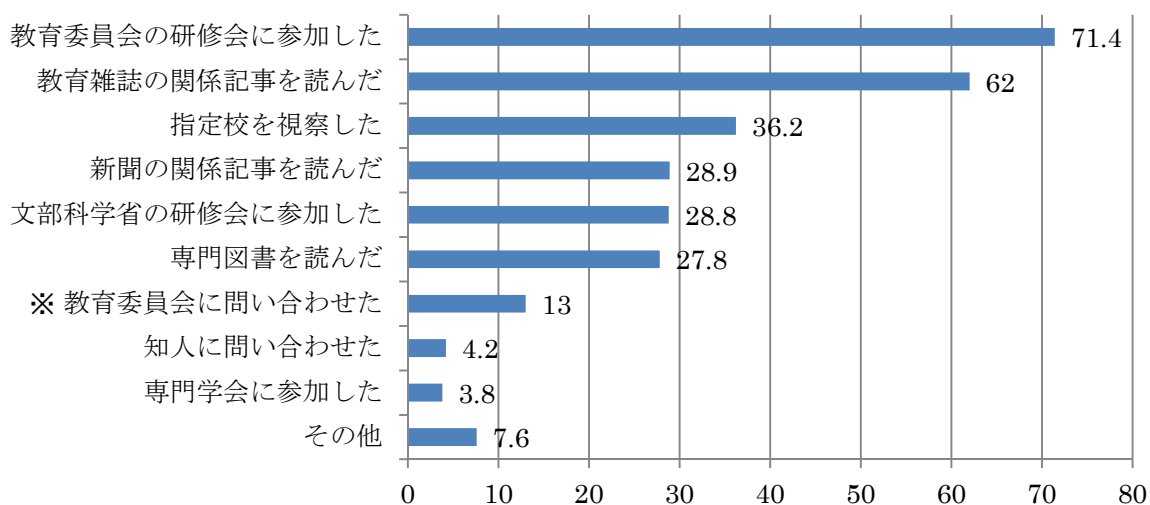
■校長の学校運営協議会に対する課題認識—指定前後の変化—【25年度調査】

出典：『コミュニティ・スクール指定の促進要因と阻害要因に関する調査研究』（日本大学文理学部 H26.3）（※157 教育委員会の回答）



■校長のコミュニティ・スクールの理解方法【25年度調査】

出典：『コミュニティ・スクール指定の促進要因と阻害要因に関する調査研究』（日本大学文理学部 H26.3）（※157 教育委員会の回答）



※C S専任の担当組織を設けているのは16.4%、専任組織はないが専任担当者を設けているのは21.4%にとどまる。

■地域とともにある学校を担う管理職等育成のための研修プログラム

【教職員等中央研修（独立行政法人教員研修センター）】

- ・学校組織マネジメント（学校ビジョンと戦略、新しい時代の学校マネジメント実践、学校評価、マネジメントの実践に向けて）の研修項目において、「地域とともにある学校を担う管理職の育成」に関連する内容を位置づけ、演習課題として地域との連携を協議したり、好事例を共有したりしている。

※校長、副校長・教頭等、中堅教員等を対象として、対象別にそれぞれ年数回実施。

【初任者研修・10年経験者研修（各地方自治体で実施）】

各地方自治体においても、それぞれの研修において、地域との連携を位置づけている。

	小学校 (105教委)	中学校 (105教委)	高等学校 (64教委)	特別支援学校 (63教委)	
初任者研修(校内研修)	89 (84.8%)	89 (84.8%)	51 (79.7%)	55 (87.3%)	
初任者研修(校外研修)	57 (54.3%)	57 (54.3%)	39 (60.9%)	41 (65.1%)	
	小学校 (108教委)	中学校 (107教委)	高等学校 (64教委)	特別支援学校 (62教委)	中等教育学校 (10教委)
10年経験者研修(必修)	30 (27.8%)	29 (27.1%)	16 (25.0%)	16 (25.8%)	2 (20.0%)
10年経験者研修(選択)	33 (30.6%)	33 (30.8%)	24 (37.5%)	21 (33.9%)	2 (20.0%)

(出典：初任者研修実施状況調査、10年経験者研修実施状況調査（文部科学省 H24 結果）)

【現在の研修等の状況について】

コミュニティ・スクール関係

- 文部科学省は、全国の教育委員会や学校関係者等を対象とした「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」を開催。コミュニティ・スクールと併せ、学校支援地域本部等の取組事例も紹介。
- 都道府県は、各々の判断により、域内の学校・教育委員会関係者等を対象とした研修会等を実施。
- 市町村は、学校運営協議会委員の任命等と併せ、独自の判断により、委員等への研修会等を実施。

(都道府県の取組の例)

<p>北海道 教育委員会</p>	<p>教育推進計画に目標を掲げ、取組の充実に向けた協議会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の教育振興基本計画を踏まえ、北海道教育推進計画において、コミュニティ・スクールを5年間で小中学校の1割（約180校）に拡大する目標を設定し積極的に推進。 ・既指定及び指定予定の教育委員会・学校関係者等を対象にした推進協議会を開催。
<p>山口県 教育委員会</p>	<p>県内全域でのコミュニティ・スクールを積極的に推進するため、校長研修等を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを基盤に「地域協育ネット」の理念を普及させ、県全体における家庭・地域と連携した学校づくりを強力に推進。県内全小中学校の8割の設置を目標。 ・コミュニティ・スクールを学校経営の柱の一つとして位置づけ、年5回の校長研修会を開催。また、初任校長を対象とした2回の研修会については悉皆研修とし、先進的な取組を進めている学校での研修を実施。 ・2・3年次校長はこの2回の研修会のうち1回を悉皆参加とし、理解を促進。 ・このほか、全小中学校長及び学校運営協議会委員も参加対象とした研修会を開催し、理解や取組の充実を促進。（各回100名～500名程度）

学校支援地域本部等関係

- 文部科学省は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業を実施。事業を通じ、都道府県には推進委員会が、市町村には運営委員会が設置。
- 都道府県（推進委員会）は、域内の他事業との連携や教育支援活動の在り方の検討、コーディネーターや教育活動推進員等の研修等を実施。
- 市町村（運営委員会）は、コーディネーターの配置や、活動内容・運営方法の検討等を実施。

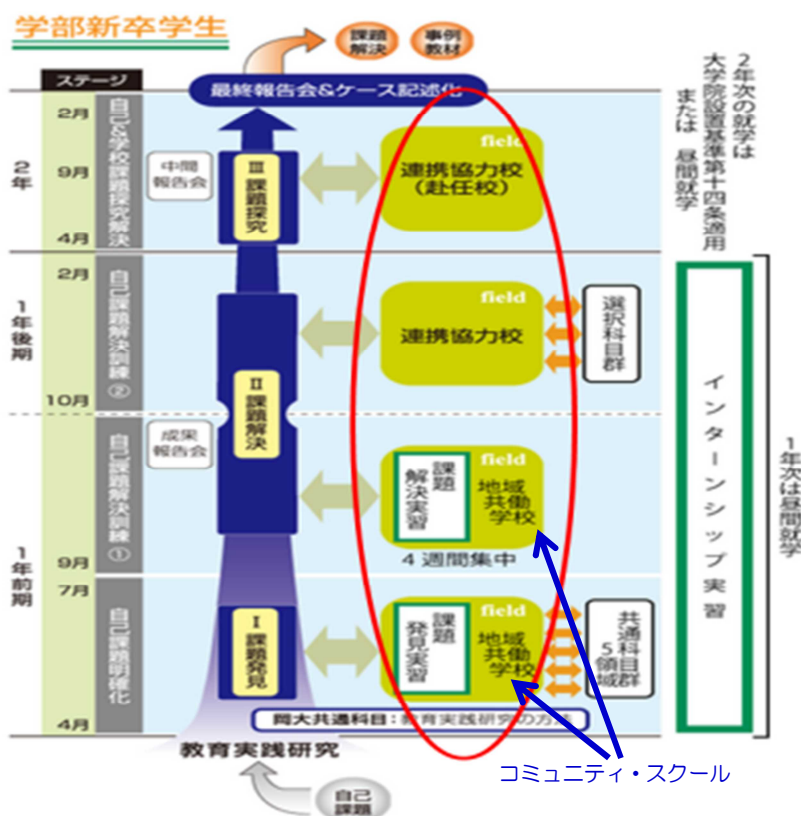
(都道府県の取組の例)

<p>新潟県 教育委員会</p>	<p>「地域コーディネーターに向けた研修会」課題別に対象者を分けた研修会を展開</p> <p>【新規実施校研修会】（年1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員紹介、事務手続きやハンドブックの説明、事例紹介 <p>【開始年度別研修会】（年3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部を開始した年度ごとに分けた研修を3日間実施。 <p>【教職員対象研修会】（年5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任管理職・教員、12年経験者、新任事務職員対象。
<p>和歌山県 教育委員会</p>	<p>県が推進する「きのくに共育コミュニティ」の理念に基づく、研修や交流会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター、教員、行政職員対象に、コーディネートスキルのスキルアップ研修（全県対象、地方別） ・NPO、企業等と連携した支援内容を共有する「共育支援メニューフェア」の開催。 ・共育コミュニティ、放課後プラン、家庭教育支援などの関係者が一堂に会する実践交流会の実施。

※上記の一部の研修会・フォーラム等では、コミュニティ・スクールも含めた事例紹介等を実施。

【教職員大学院における地域連携・協働の取組（岡山大学教職大学院の取組）】

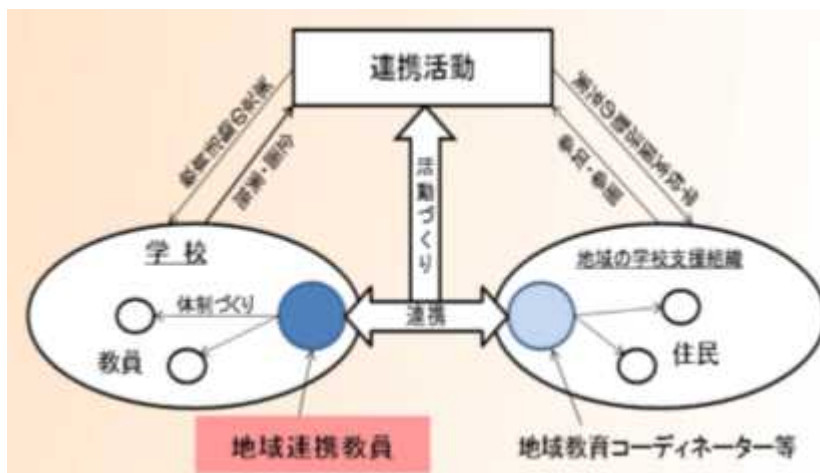
学部新卒学生については、コミュニティ・スクールである地域協働学校（連携協力校には地域協働学校も含まれる）において、研究者・実務家教員とケーススタディ等の実習に取り組み、教員養成段階から学校と地域の連携についての涵養も養いつつ、教育実践研究報告書の作成を通じて、自己・学校課題を明確化するとともに、課題解決能力を育成する。



※岡山市の場合、中学校区を単位にコミュニティ・スクールの指定を行っており、1中学校区の1中学校・4小学校が地域協働学校。（出典：岡山大学教職大学院ホームページ等）

【地域連携教員の導入事例（栃木県教育委員会）】

平成26年度より、各学校の校務分掌上に「地域連携教員」という立場を位置づけ（校長の指名）、学校側の地域人材等との連絡窓口を明確にするるとともに、校内の体制整備として、地域との連携を担う係も設置している。地域に根ざした特色ある学校づくりを目指すほか、地域との連携促進による子どもたちを地域ぐるみで育てる機運の醸成や、いじめや不登校の学校の課題解決などにも、地域の教育力を生かしていくという考えのもと取り組んでいる。



（出典：栃木県教育委員会ホームページ）

3. 学校ファンド（仮）の在り方

（論点3）学校ファンドの在り方についてどう考えるか。

- ⇒ 財政的に厳しい自治体や特色ある学校づくりを行いたい自治体の中には、保護者や地域の意思により集められた資金の管理・運営を行う仕組みとして学校ファンドを立ち上げている地域がある。
- ⇒ 学校を支援する活動等の継続的・安定的な財源を確保するため、民間資金も含めた学校ファンドの仕組みについてどう考えるか。

■学校ファンドのモデル例

- ・学校の教職員や学校運営協議会が学校ファンドの運用主体となることができないため、保護者や地域住民を中心とした地域任意の団体（NPOや学校支援地域本部等含む）を設置し、地域における物品販売や寄付金集め等の活動により資金を調達。
- ・また、ファンドの活動により得た資金については教育ボランティアの謝金等に充てることが想定されるが、その際、資金の使い途の協議については、学校運営協議会等も参画するなどすることが有効であると考えられる。



<関係法令>

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第四百九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 （略）

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。

三～九 （略）

（総計予算主義の原則）

第二百十条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

4. 学校を核とした地域づくり

(論点4) 地域とともにある学校づくりを進めるに当たり、学校を核とした地域づくりをいかにして促進していくか。

⇒ 人口減少等、差し迫った課題に直面している中、学校を核とした協働の取組を通じて、地域コミュニティの形成・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」をいかにして促進していくか。

■ 審議の整理における記述

Ⅲ 今後の目指すべき方向性

3. 学校とともにある地域づくりの推進

- (前略) 学校を核として、地域に住む人々が集い、つながり、活動していく中で、互いに自立し、助け合い、励まし合い、よりよく成長していくための地域コミュニティが活性化し、再構築につながっていくことが期待される。学校を核として地域の人々がつながることは、地域の絆をつなぎ、地域の未来をつなぐことになる。
- このため、コミュニティ・スクールを基盤として、地域とともにある学校づくりを進めるに当たっては、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の人々のつながりを深め、コミュニティの形成・活性化を図る「学校とともにある地域づくり」を促進していくという大きな広がりを持って、地域との協働や学校運営を捉えていくことが重要である。
- すなわち、一方的に、地域が学校・子供たちを応援・支援するという関係ではなく、コミュニティ・スクールを通じて、学校と地域が膝を合わせて、互いに意見を出し合い、学び合う中で、地域も成熟化していくとともに、子供たちも総合的な学習の時間等を通じて地域に出向き、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子供たちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待される。まずは、全ての学校において、学校の場所や施設等を積極的に開放していくことによって、地域の人々が集い、つながり、学び合う「場」とすることから始めることが期待される。

Ⅳ 今後の推進方策

1 (4) 協働による子供・地域の抱える課題の解決

<教育とまちづくり部局等との連携・協働による取組のイメージ>

- 具体例として、コミュニティ・スクールをベースとし、ふるさとの未来を託せる人材の育成を目標に、学校と地域が協議を重ね、村役場や農協等の関係機関等との連携を図りながら、村の特産物生産の体験学習や、村の課題を知り探求する学習等を取り入れている事例がある。また、子供たちが夢と希望を抱けるまちを目指して、学校の代表や保護者のほか、町役場や農協、漁協、森林組合、商工会等の各種団体等が参画した協議会を設け、地域の愛着を育む取組や子供の思いを実現する取組、農村つながり体験等の取組を展開している事例も

ある。

- 人口減少等による地域コミュニティの衰退という待ったなしの課題に対して、教育委員会・学校と首長部局のまちづくりや商工労働部局等の関係者が、地域と地域の将来を担う子供たちの将来像を共有した上で、協働により、地域の愛着を育む学習や地域課題解決型の実践的なキャリア教育を企画・実施していくなどにより、活力ある学校づくりと地域の活性化を図っていくことが期待される。

■ 協力者会議におけるこれまでの主な御意見

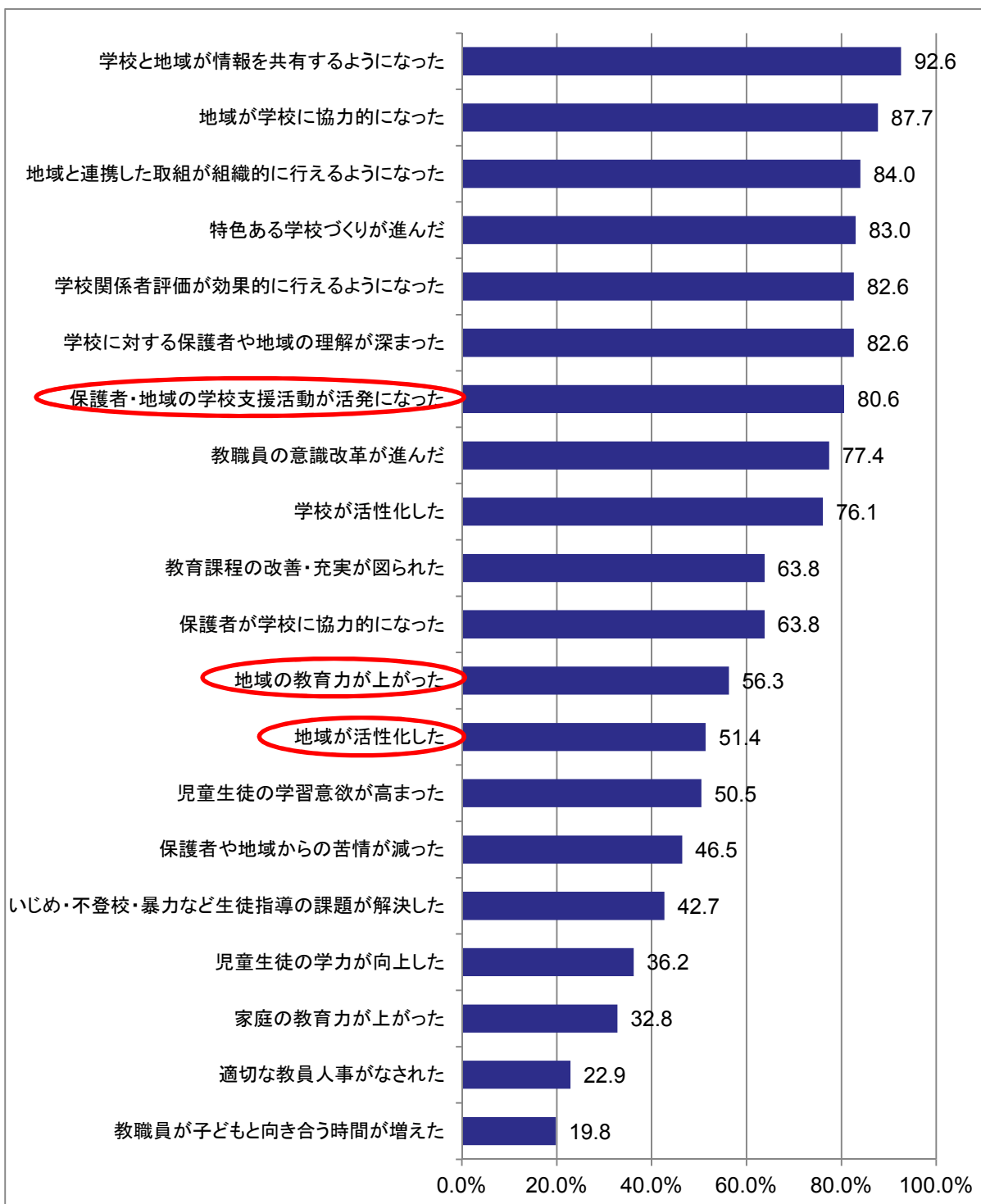
<学校を核とした地域づくりの視点>

- 子供の事実に基づく学校課題の把握、少子高齢化、地域コミュニティの衰退など 地域の課題に対する学校の貢献を考えていく必要がある。
- 「学校とともにある地域づくり」の発想も重要で、学校を含めた地域をどうつくっていくかという哲学が大切ではないか。
- 子供の変化だけではなく、地域の方々が自分たちの在り方を見詰め直し、次にどうしていくかを考えるのが学校運営協議会。地域力がないところにも、学校運営協議会を設置することで、地域コミュニティの活性化、再構築につながっていく事を期待している。
- コミュニティとは、ただ単に地域・共同体という意味ではなく、そこに住む人たちが互いに自立して、お互いに助け合い励まし合い、よりよく成長していくための共同体・社会をつくっていかうという哲学。その一つのツールとして学校運営協議会がある。
- 学校を支援してもらうスタイルはできるだけ早く卒業して、双方向で学校が外にもしっかりと成果を見せ、外に向けて得意の機能を発揮していくことも重要ではないか。
- 町村の課題は人口減少によりコミュニティが成立しなくなりつつあること。そうした地域で学校運営協議会の設置はコミュニティの再生、町おこしにつながる。教育委員会改革を踏まえ、首長に旗を振らせ、首長と教育委員会と一緒に進める姿勢も必要ではないか。

■ 関連データ等

【コミュニティ・スクール導入市町村における成果認識（指定校の校長が回答）】

出典：「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」（平成24年3月、日本大学文理学部）



【まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日 閣議決定）（抜粋）】

2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

(前略) さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていく。(中略) こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

■全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する

【主な施策】

◎ (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

②地元学生定着促進プラン(学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)

(前略) また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めることにより、全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や、地域に誇りを持つ教育を推進する。